大臣対象事業者（第一号対象事業者に限る。）の行う対象事業に係る委託又は売渡しをした者	当該委託又は売渡しをした生乳の数量 生産者補給金の受領又は交付の状況
大臣対象事業者（生乳生産者団体（法第二条第四項第一号イに規定する生乳生産者団体をいう。次項において同じ。）であるものに限る。）からその行う生乳受託販売（同号イに規定する生乳受託販売をいう。次項において同じ。）に係る委託を受けた全国の区域を地区とする農業協同組合連合会	当該委託を受けた生乳の数量、販売価格その他当該委託に係る業務の実施の状況
法第十七条第一項に規定する指定事業者（法第十二条第二項第一号ロの地域が一の都道府県の区域を超えるものに限る。以下この表において同じ。）	定款その他の基本約款及び業務規程（法第十七条第一項第四号に規定する業務規程をいう。次項において同じ。）に記載された内容に関する事項 集送乳調整金の交付の状況
指定事業者の行う対象事業に係る委託又は売渡しをした者	集送乳調整金の受領又は交付の状況

2　都道府県知事は、次の表の上欄に掲げる者に対し、同表の下欄に掲げる事項について、法第三十六条第二項の規定により報告をさせることができる。ただし、特定乳製品の生産者及び販売業者に対しては、第九条第二項各号の数量を算出するため必要がある場合その他農林水産省令で定める場合に限る。

特定乳製品の生産者	生乳の搬出入数量その他生乳の搬出入に関する事項 生乳の買入価格その他生乳の取引に関する事項 生乳の処理及び加工の数量並びに飲用牛乳及び乳製品の生産数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の販売価格並びにその製造及び販売に要した費用
特定乳製品の販売業者	乳製品の買入数量、販売数量及び在庫数量 乳製品の買入価格及び販売価格並びにその販売に要した費用
法第十二条第三項の規定による通知を受けた対象事業者（当該対象事業者について同条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合に限る。以下この表において「知事対象事業者」という。）	法第十二条第八項の規定により農林水産大臣から通知を受けた内容に関する事項 生産者補給金の交付の状況
知事対象事業者（第一号対象事業者に限る。）の行う対象事業に係る委託又は売渡しをした者	当該委託又は売渡しをした生乳の数量 生産者補給金の受領又は交付の状況
知事対象事業者（生乳生産者団体であるものに限る。）からその行う生乳受託販売に係る委託を受けた全国の区域を地区とする農業協同組合連合会	当該委託を受けた生乳の数量、販売価格その他当該委託に係る業務の実施の状況

法第十七条第一項に規定する指定事業者（法第十二条第二項第一号ロの地域が一の都道府県の区域を超えるものを除く。以下この表において同じ。）	定款その他の基本約款及び業務規程に記載された内容に関する事項 集送乳調整金の交付の状況
指定事業者の行う対象事業に係る委託又は売渡しをした者	集送乳調整金の受領又は交付の状況

3　農林水産大臣は、第一項の規定により同項の表の上欄に掲げる者に報告をさせた場合において、必要があると認めるときは、法第三十六条第二項の規定により、その職員に、当該者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

4　都道府県知事は、第二項の規定により同項の表の上欄に掲げる者に報告をさせた場合において、必要があると認めるときは、法第三十六条第二項の規定により、その職員に、当該者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

5　都道府県知事は、第二項の規定により特定乳製品の生産者若しくは販売業者に報告をさせ、又は前項の規定によりこれらの者に対して立入検査をした場合には、農林水産大臣に報告しなければならない。

（事務の区分）

第二十一条　第九条第一項から第三項まで、第十条後段及び前条第五項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四条のうち地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）別表第一農業信用保証保険法施行令（昭和三十六年政令第三百四十八号）の項の次に次のように加える改正規定中「第五条第一項」を「第九条第一項」に、「第六条後段及び第十六条第五項」を「第十条後段及び第二十条第五項」に改める。

第六条を削り、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（関税定率法施行令の一部改正）

第五条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の四中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に、「第二条第三項」を「第二条第一項」に改める。

第八条を削る。

第七条のうち農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第二条第二号の改正規定中「第十条第一項の」を「第十七条第一項の」に改める。

第七条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第七条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項第二号及び第三十九条の二十六第二項第二号中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改める。

（関税法施行令等の一部改正）

第二条　関税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第五条のうち関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三十二条第二項第一号を同項第四号とし、同号の前に三号を加える改正規定中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第十三条第一項」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第十七条第一項」に改める。

第八条のうち経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）別表第一の改正規定中「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第一三条第一項」を「畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第一七条第一項」に改める。